

適用可否チェックリスト

		チェック項目	チェック欄		
適用対象者	①	住宅を取得し不動産登記上の持分保有者であること			
	②	住民票において、取得した住宅への居住が確認できる者			
	③	市区町村が発行する住民税の課税証明書における道府県民税の所得額が一定額以下の者			
		イ	居住月が1月から6月の場合は前年度に発行された課税証明書		
		ロ	居住月が7月から12月の場合は当年度に発行された課税証明書		
④	収入が一定以下の者であること。目安として、夫婦(妻は収入なし)及び中学生以下の子供が2人のモデル世帯で、消費税率8%時は510万円、10%時は775万円です				
適用対象取得等	①	家屋の取得対価に係る消費税は8%又は10%であること			
	②	床面積が50㎡以上であること。			
	③	住宅ローンの利用がある場合			
		イ	住宅の取得のための借入金であること		
		ロ	償還期間が5年以上であること		
		ハ	金融機関等からの借入金であること		
		ニ	新築	施工中に第三者の現場検査を受け一定の品質が確認された住宅であること(例:住宅瑕疵担保責任保険加入住宅)(A)	
			中古	売買時に第三者の検査を受け一定の品質が確認された住宅であること(例:既存住宅売買瑕疵保険加入住宅)(B)	
				売主は宅地建物取引業者であること	
		住宅ローンの利用がない場合			
		イ	住宅取得者の年齢は50歳以上で収入額の目安が650万円以下であること		
		ロ	新築	(A)の要件を満たし、且つ、フラット35Sと同等の基準を満たす住宅であること	
	中古		(B)の要件を満たす住宅であること		